

自動車税環境性能割

■納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車、二輪車は除く。）を取得した者（売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主）に課されます。

■納める額 自動車の取得価額 × 下記区分に応じた税率

区分			税率	
			自家用車	営業用車
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下）、又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税
乗用車	ガソリン車 LPG車 ディーゼル車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準95%」達成車	非課税	非課税
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準90%」達成車	1%	非課税
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準85%」達成車	1%	0.5%
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車	2%	0.5%
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準75%」達成車	2%	1%
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車	3%	1%
	上記以外		3%	2%

(注)★★★★:「平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減」達成車
(ディーゼル車の場合、★★★★:「H30年排出ガス基準適合又はH21排出ガス基準適合」達成車)

■免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合、課税されません。

■非課税

- 1 相続により取得したとき
- 2 法人の合併又は一定の要件に該当する分割により取得したとき
- 3 所有権留保付で売買された自動車等の所有権が、売主から買主へ移転したとき

■申告と納税

自動車を取得した人が、新規登録、移転登録、使用の届出等をするときに、運輸支局等の県税窓口にて申告書を提出し、証紙により納付します。（愛媛県では、証紙に代えて、証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額を表示する方法により納めます。）

■市町に対する交付

自動車税環境性能割の収入の40.85%は、市町道の延長と面積であん分して、市町に交付されます。